

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第40回平成22年8月24日開催 午後6時30分から午後8時46分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: なし 傍聴者: 1名

1 本日の進め方について

(1) 条例素案答申(案)について

(2) 条例素案について

(3) パブリック・コメントについて

2 議題

座長

・まず資料2の答申案の素案、これの構成その他について議論をする。

2つ目は条例の素案について、各チームで検討して修正があるところを報告いただく。

パブリック・コメントについて、各チームから説明いただき、少し議論をする。

それでは、答申(案)について事務局から。

事務局

・資料の2をごらんください。

まず、「はじめ」ということで、辻山先生からいただいた原稿を記載しています。

一枚めくり、右上のページでいうと5ページになりますが、目次をこのような構成で考えています。

続いて、資料1から4がついています。右上33ページに資料1として、検討連絡会議の委員名簿、資料2は検討連絡会議の開催状況として、第1回から前回までの39回までの議題等について記載しています。

資料3、41ページになりますけれども、地域懇談会開催概要ということで、3会場で行われました開催の出席者及び当日の担当者を記載しています。

そして、ページをめくると、地域懇談会の会議録ということで、質疑応答を記載したものが、43ページから52ページまであります。

資料4はパブリックコメントについて、実施日、意見の件数、提出者数、意見の内容については55ページ以降に記載しています。レイアウト等について、答申につけるものについては、例えばパブリックコメントであれば、右側の検討チーム、それから検討連絡会議の検討という欄を削り、もう少し覧を大きくした形で載せていきたいと思います。

初めのほうに戻っていただいて、次第の次が本編になります。として、自治基本条例制定に向けた取り組みを区民討議会報告書の内容から少し修正して、7ページから10ページまで載せてあります。

11ページ以降が自治基本条例素案ということで、本日の確認作業を終えた最終確定のものを実際の答申の中に入れ込みます。

座長

・右上3ページ「はじめに」の一番下に「検討連絡会議座長」とあるが、「(仮称)」はここだけ要らないのか。名称問題については今日「その他」でやるが、そうするとその後も困るのでは。

2ページ(2)に検討連絡会議の発足とあるが、ここもそろえておいたほうがいいか。

事務局

・「(仮称)」という形で入れて、ほかのところと合わせたいと思います。

座長

・右上7ページの最終段落を見ると、「以下、自治基本条例といたします。」とあるが。

事務局

・「以下、自治基本条例」と言っていますので、それ以降については検討連絡会議。区民検討会議のほうは正式名称として「(仮称)」を取っていますので、そういう読みかえの形でやらせていた

だいて、辻山先生の「はじめに」のところは「（仮称）」を入れさせていただきたいと思います。

座長

- ・次ページ以降も沢山残っている。

事務局

- ・事務局のほうで整理したいと思いますので、よろしくお願いします。

座長

- ・そのほかはないようなので、こういう形で答申をする。
- ・第2の議題に入るが、専門部会委員に文字の修正等をお願いしているので報告を受けて確認をしていく。検討チーム1から順次お願いする。
 - 検討チームの1から。資料3の条例素案の右上3ページ。「条例の目的」（1）の説明で、なぜこの時期にこの条例を制定する必要があるのかといった部分について「わが国は」以降の文章を加えた。4ページ、前回順番を先にしたほうがいいとの指摘から「用語の定義」を前にした。
 - なお、新宿区に住所を有する住民が中心であることを少し強く打ち出すために、説明の欄で「新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する住民が中心であることはもちろんですが」という文章をつけ加えた。
 - 5ページ「条例の基本理念」は、説明の行間などを詰めた。
 - 6ページ「条例の位置付け」は、下から2段落「本条例も最高規範であることに変わりはありません。したがって、改正の手続き規定を設けないことや」と説明文を変えた。
 - 9ページ「議会の設置」は、パプコメなどで質問もあったので、「区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって選挙で選ばれています。一方、新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体にも、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わってもらおうと考えています」と説明をつけ加えた。
 - 11ページ「議員の責務」は、「議員の責務として、2つの責務を規定しました」の後に、「別に定める政治倫理基準として」を規定しているが、「区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを自治基本条例として規定しました」とした。もともと9ページの議会の設置のところで、法に定めているが自治基本条例として規定するのと同様に説明したものである。また、「『区民の代表』については、議会の設置と同じ考え方です」と載せた。
 - 20ページ「国や他自治体等との関係」は、2つ規定した。一点目は、区は、医療や福祉など様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国や東京都、他の自治体や病院、大学やNPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に切り取り合いを取り組むということを規定しました」として に対応させた。の部分には、「二点目は、新宿区は多くの外国人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの外国人が新宿区を訪れます。こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しました」とした。
 - 21ページ「条例の見直し等」は、「本条例の見直しの方法を明らかにする規定を設けました」として、「本条例は新宿区の最高規範であるとともに、常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることとしました」と素案文の説明という形に変えた。

座長

- ・説明いただいたところで意見を伺う。
 - 9ページ「議会の設置」の説明がわかりにくい。3行目から7行目までか、あるいは最後の2行を、ゴシックにしてはどうか。（区議会委員）
 - 今回の素案の説明書きにいろいろな文字体を使うのはなかなか厳しいので、このままにして、地域説明に行くときまでには改めて、どこかを強調するか検討する期間をいただきたい。（行政委員）

座長

- ・では、そういう扱いとする。
 - ただ、条例化に当たっては、代表の概念がやはり吟味されていないと、条例の条文としては問われるかもしれない。法律用語としての熟度を高めておかないといけないという気がする。この答申案が

誠実に条例化されることをお願いしたいと書いてあるのは、そういう趣旨である。ほかに。

→ 3 ページ「条例の目的」のところで、「本条例に定める基本理念に基づき」と言っているのに説明文の真ん中あたりで「自治の基本理念については、この条例ではじめて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意として、この条例で確認するものです」と言っている。条文のほうで「定める」と言っておきながら、説明文のほうではもともとあるという。「この条例は自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則、区民、区議会、区長等の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする」と変えればいかがか。（行政委員）

→ 条文化にする作業を既に並行してある程度進めているが、ここで言う条例の目的というのは、この条例で書かれていることを短いセンテンスで表現せざるを得ないとなると、住民投票とか、そういう規定も含んだものということで、「など」という表現を使うことと、「明らかにする」といった説明の趣旨を踏まえたような素案の記述にしておいていただいたほうが条例化するに当りはっきりするので検討いただきたい。（行政委員）

座長

・一通り一回聞いただけだが、大体構成はよくできている。ただ素案の本文そのものを書きかえるという提案だと、ちょっと文字があったほうがいいか。

→ 引き続いてもう一つ、5 ページ「基本理念」「区は、区民が主人公の自治の実現を図り」の「主人公」という言葉について、前文では「主役」という言葉を使っているので、「主役」に合わせてはいかがか。

また、「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち」の後に「区民自治を基本とする」という文言の指すところがなかなかわかりづらいと思うので、例えば「確立した自治権をもち、区民自治を基本に区政を行う」とするのはいかがか。（行政委員）

→ 「行う」より「推進する」のほうがいいのでは。（区議会委員）

座長

・私も「推進する」がいいのではと思った。「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する」でいいか。では、そうする。

・「主役にする」というのに異論はないか。では、そうする。

・ 3 ページ「条例の目的」の修正案を読む。「この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則及び区民、区議会、区長等の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする」

→ 説明文中「これは、基本的人権が、憲法で定めてから」云々という部分は削ってもいいのでは。（区議会委員）

座長

・説教っぽい感じが確かにある。「この条例で確認するものです。」でとめておくほうがすっきりするかもしれない。今のところはいいか。それでは、ほかに。

→ ほかのところでは「議会」となっているが、ここでは「区議会」となっている。何か意味があるのか。（区民委員）

→ 成文化するときには、同じ言葉の重複については一番最初に出てきたときに「区議会」と書いた後で、「以下議会と呼ぶ」と定義をして、それ以降文言を整理したいと思う。素案レベルではこの表現でも構わないが、条文化するときにはその辺を若干整理する。（行政委員）

座長

・では、「条例の目的」についての素案、本文をこのように差しかえる。

・次にチーム2の修文はあるか。

→ 資料3右上12ページ。素案を「区長の設置と責務」に直し、「行うものとする」と文言修正した。

説明の部分では、「区長の役割」を「責務」に、「選任」を「選出」に直した。

13ページ「区の行政機関の役割と責務」の「役割と」を削った。それから、の最後を「果たすものとする」と文言修正をした。

それから、前回の質問で行政機関がどの範囲を指すのかという話があったので、説明中「行政機関」の後ろ、括弧で区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員を指すと追記した。

14ページ「職員の責務」を「区民の視点に立ち」と文言修正した。

説明文 2 行目「愛区心」と括弧書きで表現している部分を削除した。

15 ページ「区政運営」 に「公正・公平な視点に立ち」を加え、また、文末を「努める」と文言修正をした。 の文末は「するものとする」、同じく の文末を「する」という形で文言修正をした。

説明文について、素案の同じく「公正・公平な視点に立ち」という部分を加えた。（行政委員）

座長

・今説明いただいた修文の件について、なにか。

→「する」と「するものとする」と 2 種類に分かれている気がする。（区議会委員）

→素案上はこのような形で、条例化する際にここでの趣旨を十分踏まえた上で、私どものほうで一定の考え方のもとに整理する。趣旨をたがえることのないように、十分配慮していく。（行政委員）

座長

・そういう処理でいいか。では、そうする。

・それでは、チーム 3 の説明をお願いします。

→資料 3 の 1 ページ「前文」 2 段落目の 2 行目を「江戸時代から計画的に市街地として発展した」というふうに修正した。

4 段落目の 2 行目「気風に富み、エネルギーに満ちた庶民のまちです」から「庶民の」を省く。

5 段落目の 1 行目を「今、地域自治の時代を迎えようとしています」と変更した。

2 ページの説明文について、全体をわかりやすい文章に心がけ、「です・ます調」にした。

第 1 段落 2 行目の武蔵野大地については、広大な大地という意味をするため、「台形」の「台」の「地」ではなく、「大きい地」とした。

第 2 段落 3 行目の「計画的に」は、市街地が江戸城を中心に特に計画的に発展した経緯を書いた。

第 3 段落は、新宿区が国際的な都市であるという特徴を述べた。

第 4 段落 1 行目の「営々として」は、先人たちが時間をかけて一生懸命努力してきた様を表した。

第 4 段落 3 行目の「夏目漱石」は、日本を代表する文豪を新宿区の人材の代表として掲げた。

第 5 段落は、地域自治の時代を迎えるにあたり、私たちに課せられた使命について述べた。

第 6 段落は、世界の恒久平和、また地球環境の保全を誓うとともに、市民主権の下での自治を創造することを述べた。

第 7 段落最終段落は、多文化共生や歴史文化の継承について述べるとともに、新宿区の最高規範としての条例を制定する決意を表明した。

続いて、右上 17 ページ「住民投票」。「住民投票の投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものとする」、「区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について区内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定める者からその総数の 5 分の 1 以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする」、「区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について議会において議員の定数の 12 分の 1 以上の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決した場合には、住民投票を実施するものとする」、以上 3 点が追加となった。

説明文については修正前のものなので、後ほどかえさせていただきます。

18 ページ「地域自治」 について、「区は、地域の特性をふまえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する」という形に変えた。

また、 を「この条例の理念に基づき別の条例で定める」という形にした。

説明文 4 段落目「また、地域区分はどのような規模が適切なのか、そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのか、拙速に決めないこととしました」ということで、「別の条例での議論に委ねることとしました」として、「そのため、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、議会・区民・行政の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めます」ということを明記した。

この最後の部分についてだが、17 ページ「住民投票」 に「住民投票の実施に関して必要な事項は」という条項があり、この部分が「別に条例で定める」という記載のみなので、この部分に地域自治と同様にこの条例の理念に基づきという文言を入れるか議論していただきたい。（行政委員）

座長

・それでは、最初に住民投票の についての追加提案について伺う。「この条例の理念に基づき、別

に条例で定める」というふうに追加するということだが、いかがか。これまでの議論の経過から見ても、やはりこの説明文のように三者で検討した条例の理念に基づいてということなので、入れておいたほうが丁寧な気がするし、バランスもいい。

→「住民投票」について から の順番の整合性がない気がする。したがって、発議者はだれなのかというのまとめて、そして投票権者、それから結果に対する態度、それから別条例というような形にしたほうがいいのではないか。順番からいうと、 、 、 、 、 、 にしては。（区議会委員）

→最初に来るのは従来の ではないか。住民投票という表題に合わせて真っ先に来るのが、区長は住民投票を実施することができることを言うべきでは。（区議会委員）

→住民投票は重大な事項についてやらなければならないということは載せるという前提だ。素案にこのような形で区長が住民投票するのはどうなのかというところで議論はあるかもしれないが、今回はこれは発議というふうに読み込んで、区民、議会、区長の順番にした上で素案とし、条文にする際に重複した文言なども含め、わかりやすいように変えていきたいと思う。（行政委員）

座長

・ただ、これは総則的な条文だから、発議と読むのであれば、区長のところだけ「住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について」となっていてバランスが悪い。

→何のために住民投票を実施するのがこの規定の中ではないと思う。では、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、区民の方の意思を問うために住民投票を実施するという部分をつくり、その上で、発議権者は1、2、3種類があるということにする。その辺を若干整理しておいていただき、あとは条例化の作業のほうにゆだねさせていただきたい。（行政委員）

座長

・1項目ふえるということになる。その場合の主語は区長ではなく、区である。
→要件等について、ここに書かれている部分は外さないように条文化するときにはつくっていききたい。その中で並び順や制度についての説明については条例化に当たりお任せいただきたい。（行政委員）

座長

・少なくとも区長がやる場合にも住民生活及び区政に重大な影響を有する事項と縛っているのは賛成だ。中には、区長が必要と認めるときには住民投票を実施するという条例があるから。

→住民投票がどういうときにできるということを定めるので、区長もそれを飛び越えるということとはできないつもりになると思う。（行政委員）

座長

・では、ほかのことで意見があれば。
→前文の下から2段落目一番最後の行「私たちに課せられた大きな使命です」の「大きな使命」という部分が、どこからかかっているのか難しい。少なくとも「成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です」は間違いないが、その前の「安全・安心な社会、持続可能な社会の実現を願い」や「促進を図り」はどうなのか。すべて私たちに課せられた大きな使命と欲張って考えるならば、この3行の頭のところから「新宿区が持つ特性を生かし」とすればいいのではないかと。また、安全・安心な社会、持続可能な社会の実現については、願うより目指したほうがいいかと。（行政委員）

→新宿区の特性というのは前の段で言っている。そういう特性を生かしながらこういう地域社会をつくるのが私たちの使命だという流れになっているので、生かしながらというのは文脈からしても決しておかしい表現ではない。「目指し」についてはいいと思う。（区議会委員）

座長

・確かに、特性を生かすということが大きな使命かという立て方をすると大げさになる感じがするので、修文は、「願い」を「目指し」に直すというくらいでとどめる意見に賛成だ。いかがか。では、そういうこととする。「めざし」はひらがなでいい。

では、思いのほかあちこちに修文が入ったが、答申には修正してものでお願いしたい。

・次は、パブリックコメントについて、検討チームから要点等についての説明を受け、回答の確認していく。検討チーム1から願います。

→資料4の1ページ「条例の基本理念」について、なぜ今自治基本条例を制定する必要があるのか説明が足りないのではないのかという質問。資料3素案の3ページにあるとおり、地方分権の進み方など

で今やっていくことが必要ということと、我が国は、平成12年に400本以上の法律を改正しているところで、地域のことをだれがどうやって決めるのかといったところをつけ加え回答する。

3番「条例の位置づけ」で、制定、改廃のみならず既存の条例にも訴求すべきという意見。既存の条例が本条例の本旨に沿わない場合、整合を図ると回答する。

3ページ11番12番「用語の定義」の区民の定義について、「新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えた者をいう」というところに、「区民」と「準区民」に分類して定義したらいかかという質問。12番は「住所を有する者に、働き、学ぶ、活動をする者及び活動する団体を加えた者」については再検討を要するのではないかというような質問。11番は「新宿区の自治や地域の課題解決のためには住民が中心であることはもちろんですが、さまざまな主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことから区民の定義をしたもので、区民と準区民というような区別をする考えはありません。」と回答する。12番は「あり方を定める条例であるので、こうしたことを踏まえて区民の定義をしたものです。」と回答する。

13番は、理想が高くてよいので、共感の持てる民意を反映した条例になることを心から希望するといった御意見だった。「自治基本条例の検討に当たって、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきました。」という三者検討の形を説明させていただいた上で、下から4行目「このほかにも、区民の皆様の参加として無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広く御意見をいただいています。こうした御意見を反映し、よりよい条例としてまいります。」と回答する。

5ページ17番「本条例にかかる住民意見の聴取」について、ただ一度の住民説明会を開催するだけで立法化しようとしているとか、同じ欄の下から4行目ですけれども、住民説明会等を数多く開催し住民の意思を確かめるべきであるといった意見があった。先ほどと同様に、三者で検討してきたということと、区民討議会ではパブリックコメント制度などさまざまなところでいろいろな御意見をいただいて反映し、よりよい条例としていくことを回答する。

7ページ「その他」で、私が住むまちの現在と未来を考え提言したい。具体的には大久保一、二、三丁目、百人町一、二丁目を中心にその周辺地域についてだが、新宿区全域に及ぶ問題であると思うというようなことをまず話されていて、美の基準とマナーの条例制定、自然と共生する都市、まちの基準づくりの条例化を提言したいといったことと、一市民として自分たちの住む都市、まちを美しく心地よいものにしていきたいと強く願っており、心ある多くの方とともに進んでいきたいという提言があった。「新宿区は多くの人々が住み、働き、学び、活動するまちです。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をよりよくするためには何が必要かを考え、その実現に向けて自発的に行動すること、地域づくりを楽しむことがこれからの新宿区の自治にとってとても大切なことです。自治基本条例は地域のことをだれがどうやって決めるのかということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則を定め、区民、区議会、区長等の役割を明らかにして自治の実現を図ることを目的としています。御提案の新しい条例の制定などについては別の機会で検討することとしますが、御提案の趣旨を踏まえ、これからの新宿区の自治や地域の課題解決のためさまざまな主体と連携してまいります。」と回答する。（行政委員）

座長

・チーム2からの報告を受ける。

→5番「区民の権利」について、懇談会の中でもお話をいただいたが、生涯にわたり学ぶ権利を有することについて、生涯区民とは限らないだろうと。区民でなくなった方についても権利を与えるのかという質問。当然新宿区を離れた方については区民でなくなると回答する。

6番「区民の権利」について、区民という表現を使うのは住民を愚弄していると。新宿区内で学んでいる者が生涯新宿区で学ぶとは限らないという意見があった。こちらについても、先ほどと同じように新宿区を離れば区民ではなくなると回答する。

9番「区長は、区民の信託にこたえ」について、区長は選挙に基づき、要は区長の信託というのは住民以外の信託も得ているのかというような意見が出た。区長は選挙に基づき選ばれることは当然だが、その職責や行動について、住民とはいえ、例えば未成年者の方などについてもいろいろな区長の

行動自体が影響を与える、こういったかわりがあるのでそういうものを対象にしていると回答する。

15番「区長の設置と役割」で、「区長は、区民の信託にこたえ」という言葉について信託という熟語を使うのは日本語として理解できないという意見が出た。こちらも住民以外の方の信託を得ているのかということで、先ほどと共通する。「区長は要は住民の方以外のいろいろ生活面等にかかわりを持つ、重い責務を持っていると。そういった方々の好むと好まざるとに応じてある意味立場を区長の行動にゆだねていると。こういった方の影響も考慮した上で区長は行動すべきだということを規定している。」と回答する。

27番「区民の責務」で、区民の責務に、発言と行動を加えたらどうかという提案が出た。骨子の中にはそういった意味合いも含んでいると回答する。

28番「職員の責務」で、職員の責務に区民の生活状況、それから意見を広く把握することを入れてほしいと提案が出た。深くは規定していないが、趣旨には含まれていると回答する。

29番「区の行政機関の役割と責務」で、案文では「効率的かつ効果的」という言葉だけでまとめていると、表面的に解釈して弱者切り捨てになるというおそれがあるという意見。「適切な」という文言に変えてほしいという提案が出た。この内容を受けて今回は「公正・公平」というくだりを入れて骨子の内容を変更したところである。（行政委員）

座長

・それでは、チーム3、願する。

→ 5 ページ18番「住民投票」で、新宿区に直接投票制度が存在しないならば、直接投票制度をまず整備し、その上で住民の直接投票を実施するよう要求するという意見。直接投票（住民投票）の制度については自治基本条例において整備をし、その他の部分については別条例で規定すると回答する。

8 ページ30番「地域自治」で、住民自治組織をどう位置づけるのか明確でない、課題別の自治組織についても言及すべきではないかという質問。住民自治組織（地域自治組織）の制度については、自治基本条例において整備し、その他の部分については別条例で規定しますと回答する。（行政委員）

座長

・それでは、今報告いただいた内容について意見を伺う。

→ 1 番「条例の基本理念」に「区民が主人公の」とあるが「主役」に直さないと。（区議会委員）

座長

・効率的というところも「公正・公平」を入れたので回答にも反映していただくことになる。

そのほかの意見はあるか。

→ 18番と30番について「自治基本条例において整備し」と書いてあるが、「整備し」というのはわかりにくい気がする。両方とも「自治基本条例において基本的な枠組みを決め」とかいうふうにしたほうが説明としては丁寧になるのでは。（区議会委員）

座長

・「自治基本条例において基本的な枠組みを決め」というふうにする。そのほかはいいか。なければ、パブリックコメントへの回答はこのようにする。

これで議題は一応終わったのですが…… その他のところで扱わせていただく。

・「その他」で、基本条例の名称についてだが、これは事務局からコメントがあるのか。参考資料1を見ると5例ほど上がっているが、この扱いについては、これから条文案をつくるときに、条例の提案者のレベルでこれを参酌して決めるということになることでいいのか。

事務局

・この案は、今週月曜日までに提出された名称案です。この1から5の中で定めるということではなく、1から5を参考にさせていただきながら最終的に区長のほうで条例名称について決めていきたいと考えています。

→ 5つのうちならば がいい。（区議会委員）

座長

・私は が意表を突かれるほど新鮮だと感じた。今までに使われていなかったと思う。ただ、自治都市というのも定義が難しいとい感じがあるが。

→ 仮称をとって新宿区自治基本条例がよろしいのではないか。（行政委員）

→ 区民委員が地域にそれぞれ戻ったときに一生懸命説明しているが、いろいろな場面で自治基本条例

で通している。もう一つ名前が出ると、もう一つつくるのかととられかねない。（区民委員）

座長

- ・強い事情説明だと思う。では、ここで決定することではないが、仮称をとって答申するというこ
とでよろしいか。では、そうする。
- ・「その他」で、26日の答申の手渡し式の資料が出ているがこのとおりでいいか。

事務局

- ・参考資料2をごらん下さい。8月26日の午後4時、第1委員会室で条例素案の区長・議長提出式
を行う次第案をお手元にお配りしました。

当日の進行ですが、条例素案を辻山座長より提出していただき、これまでの経過、それからこの条
例の特徴的なところについてお話しただ、その後、区長及び議長から答礼させていただきます。

その後に、区長、議長と検討連絡会議委員の懇談会を行い、閉会時間は午後5時を予定しています。

この進行次第でいいかどうか。また当日、いつも傍聴に来ていただいている方から当日の提出式も
ビデオ撮影をしたいという申し出がありましたので、あわせて御検討いただきたいと思います。

座長

- ・今御説明があったが、いかがか。それでは、そのように執り行うことにする。

事務局

- ・「その他」の検討議題の中で、この検討連絡会議の今後すべき検討議題について少し意見交換を
していただければと思います。よろしくお願いします。

座長

- ・今後というのは、答申を手渡した後に検討連絡会議は何をするかということである。
→今後、議決されたら個別条例をつくらなければならないので、どういう組み合わせで、どんなスケ
ジュールでつくるか、おおよそのことを決めなければいけないと思う。（区民委員）

座長

- ・住民投票の先ほどの と、地域自治の詰めと、個別条例に送ったのはその2カ所だけか。あと、
見直しに関してのお願いがあるということか。
→別条例のことも少し議論を重ねておかないと、10カ所で行われる地域説明会の中でもきっと質問が
出ると思う。その辺に向けた準備をしなければ。（区民委員）
→逐条解説を懇談会にも持っていくという話もあったが、それをつくるのはここの責任なのか。逐条
解説になるともっと具体的にしなければならないが、議案が成立しないとできないことなのか、同時
並行でやっていいことなのか。（区議会委員）
→区長が上程するという意味合いからすると、行政側の職員が説明部分をベースに補強、追記したた
たき台をつくり、こうした三者検討連絡会議のようなところで皆さんにごらんいただき意見をいただ
くという方法もあるかと思う。また、今つくっている条例素案をベースにここでやる方法もある。
いつまでにやるのかだが、これから議会に提案していく最中につくるのもなかなか難しいと思う。
第3回定例会に上げ、議決が10月14日だとするならば、その間にどんなふうにするかという仕組みを
やるのがいい。12月の地域懇談会にはどのよにやるか、あるいは別の条例や逐条解説についてはどの
ようにやるかということを見据えながら、9月に検討するのがよいのでは。（行政委員）
→今出された問題は非常に重要なだけに、そんな簡単に結論は出ないと思う。この連絡会がなくなっ
てしまった上でやるときに、だれが今後のことを責任を持って決めるのか、座長もなしで。副座長が
3人集まって相談するとかあるが、そんな簡単にこの問題は決められない。（区議会委員）

座長

- ・一般的には、市民の検討会議で答申をまとめて、市長なりに渡す。市長がそれを条文化して提案
するが、そのときに、委員会ですらまとめた答申の中身とどれくらい変更があるかということについて説
明と糾弾みたいなことを市民会議と行政側とでやっている。
ただし、答申の精神と中身がそのまま条例に反映されるという保障は何もないので、議会に提案す
る前に、区民検討会議に出せばいいのではないか。
→もうすぐ第3回定例会が始まり、素案がすぐ条例案になってしまう。条例案を9月8日までに出さ
ないと第3回定例会に間に合わないの、その場で糾弾をされるかもしれないが、条例案を皆さんに
お示ししなくてはいけないと思っている。その後の検討についてはいろいろ考えを聞かせていただき

たい。議会の日程や皆さんの都合を踏まえて、中でできることは中でやりつつ、副座長のほうに連絡させていただき、どうしていくかを相談させていただきたい。（行政委員）

座長

・そういうことで願する。そうすると8日は条例案が出てくる。それを一度みんなで目を通すという会になりそうだ。それ以降についてはまたそこで検討させていただく。では本日のまとめを。

事務局

・議題の1番の条例素案答申案の構成等については基本的に了承されました。

2番目の条例素案については、まずチーム1の部分、条例の目的にいては素案のほうから別紙で配られました「この条例は自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則及び区民、区議会、区長の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする」と修正させていただきます。

また、基本理念については、の部分で、「区民が主人公」の部分で「区民が主役」、の部分で「区民自治を基本とする」の部分については「区民自治を基本とした区政を推進する」に修正します。チーム2の提案については了承です。

チーム3については、前文の部分で5段落目ですが、「持続可能な社会の実現を願い」を「めざし」に修正です。

また、住民投票については、の部分の文言につきまして、「必要な事項は別に条例で定める」の間に、「必要な事項はこの条例の理念に基づき別の条例で定める」と修正し、あと順番については、4、5、1、3、2、6のような形で、あとは住民投票とは何かとかの定義等につきましては条文化の際に整理して、発議権者とか投票権者の文言等についても整理するという事です。

事務局

・1点確認ですが、今回の素案で、（仮称）はとってよいということですか。

座長

・答申としては。経過も全部仮称をとるとすっきりする。仮称でやってきたことは間違いはないが、それも今日までの括弧だと思えば、とると。

・それでは、散会する

散会 午後 8時46分